

公益社団法人佐賀県食品衛生協会社員選出規程の一部変更について

公益社団法人佐賀県食品衛生協会社員選出規程の一部を下記のとおり変更することについて、公益社団法人佐賀県食品衛生協会定款第7条第2項の規定により理事会の決議を求め、定款においても同様の一部変更を行うこととしているため、総会の決議をもとめる。

社員総会で決議した今回の社員選出規程の一部変更に関し、行政庁から修正等の指導等があった場合については、その修正等を会長に一任するものとする。

記

次の表に掲げる規定の変更部分は、下線の部分である。

変更前	変更後	変更理由
<p>(目的) 第1条 本規程は定款第7条第2項に定める社員の選出に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本規程にいう社員とは、定款第7条第1項に定める者をいう。</p> <p>(選挙権者及び被選挙権者) 第3条 社員選出に際して選挙権及び被選挙権を有する者は、本協会の定める基準日に本協会の正会員に限るものとする。</p> <p>(選出方法) 第4条 社員は、正会員<u>100人</u> (<u>100人</u>未満は四捨五入)の中から1人の割合をもって、佐賀県の各保健福祉事務所管轄区域(以下支部という。)単位で選出する。</p> <p>2 選出は、支部総会を開催し、支部総会出席者の過半数の賛意をもって決する。ただし、立候補及び推薦等による候補者数が、各支部の定数を超えない場合は、支部総会を開催することなく選出することができる。</p>	<p>(目的) 第1条 本規程は定款第7条第2項に定める社員の選出に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本規程にいう社員とは、定款第7条第1項に定める者をいう。</p> <p>(選挙権者及び被選挙権者) 第3条 社員選出に際して選挙権及び被選挙権を有する者は、本協会の定める基準日に本協会の正会員に限るものとする。</p> <p>(選出方法) 第5条 社員は、正会員<u>150人</u> (<u>150人</u>未満は四捨五入)の中から1人の割合をもって、佐賀県の各保健福祉事務所管轄区域(以下支部という。)単位で選出する。</p> <p>2 選出は、支部総会を開催し、支部総会出席者の過半数の賛意をもって決する。ただし、立候補及び推薦等による候補者数が、各支部の定数を超えない場合は、支部総会を開催することなく選出することができる。</p>	<p>選出に当たり150人から1人とする。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(社員定数) 第5条 社員定数は、選挙基準日における正会員数に基づき算定するものとする。 2 選挙基準日は、社員選挙実施日が属する年度の4月1日とする。</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則 変更後の規程は、令和2年6月25日から施行する。</p>	<p>(社員定数) 第5条 社員定数は、選挙基準日における正会員数に基づき算定するものとする。 2 選挙基準日は、社員選挙実施日が属する年度の4月1日とする。</p> <p>附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則 変更後の規程は、令和2年6月25日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>変更後の規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>次期社員の選出時期に合わせて変更する。</p>